60歳以降の雇用継続義務化へ

65歳まで雇用 企業身構え

「義務付け」きょう成立

年金の空白に対応

60歳の定年後も希望者全員を雇用することを企業に義務付ける高年齢者雇用安定法改正案が29日、成立する。来年4月から厚生年金の受給開始年齢が引き上げられるのに対応し、定年後に年金も給料も受け取れない人が増えるのを防ぐ狙い。2025年度には65歳までの雇用を義務づける。企業は継続雇用の対象者を能力などで絞り込めなくなるため、負担増に備え対応を急いでいる。（1面参照）

28日の参院厚生労働委員会で民主、自民、公明などの賛成多数で可決、29日に参院本会議で可決、成立する見通しだ。

会社員が加入する厚生年金（報酬比例部分）は現在60歳から受け取れるが、男性は13年度に61歳からとなり、以降3年ごとに1歳上がって25年度には65歳開始となる。

現在、企業の82・6％（約10万9千社）は継続雇用制度を持ち、定年後も希望者を雇用している。ただ、その5割強は労使協定の基準を満たす人に対象者を絞っている。労働政策研究・研修機構によると、健康状態や出勤率・勤務態度のほか、約5割の企業が業績評価も基準に使っている。

改正法は企業が労使協定で対象者を選別することを禁じる。ただ、企業の負担が重くなり過ぎないよう、厚生労働相の諮問機関である労働政策審議会で指針をたり、勤務態度や心身の健康状態が著しく悪い人は対象から外せるようにする。

継続雇用する対象者の範囲は年金の受給開始年齢の引き上げに合わせて広げ、受給開始が65歳となる25年度には63歳まで希望者全員の雇用を求める。指導や助言に従わない企業名は公表する。

11年6月の厚生労働省

改正でこう変わる

	現在	来年4月～
対象者	能力や勤務態度などの条件を労使協定で定める	原則全員。今後作る指針で心身の健康状態が悪い場合などを除外
雇い入れる企業	定年を迎えた会社と子会社	定年を迎えた会社と子会社、グループ企業
違反した場合	勧告	指導や助言に従わない企業名を公表

年金受給年齢の引き上げに合わせて希望者全員の継続雇用を義務付け

（日本経済新聞 H24. 8. 29朝刊）

来年4月より60歳以降も希望者全員の雇用が義務付けられることになりました。現在は、労使協定により一定の基準を設けることができますが、これが廃止されます。ただ、定年の延長ではなく再雇用は可能ですから、給料等の労働条件は従来通り変更できるようです。とはいえ高齢者の雇用を維持することは、それ以外の雇用の縮小につながることが考えられ、企業の成長・発展に少なからぬ影響を与えることが懸念されます。

〒631－0076
奈良市富雄北3－20－33－306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所 松村
TEL 0742－47－5222
FAX 0742－47－5527
http://www. musimaru. com/
E-mail:musimaru@ｋｃｎ.ｎｅ.ｊｐ